

「二体改革」阻止、休保再開 全国一丸となって実現を

第 1 回
代議員会討論のもよう。文書発言を含め 112 人が
発言した。6 月 24 日に開かれた第
1 回代議員会は冒頭、梅北和一氏（山梨）を議長
に、中川武夫（愛知）、大
水継圭（福岡歯科）の両
氏を副議長に選出した。

会務報告を行った森壽

生副会長は、1 月の第 44
回定期大会後の情勢と保
団連の活動を報告。野田
政権が進めようとしてい
る「社会保障・税の一体
改革」について、「消費税
増税は国民生活だけでな
く、日本経済そのものに大打撃を与える」、「3 党
合意で組み込まれた『社
会保障制度改革推進法
案』は、憲法の理念を否
定し、大改悪を狙うもの
だ。法案の問題点を広く
宣伝し、廃案に追い込め
う」と訴えた。休業保障制度の認可に
向けた対応について報告
した森明彦理事は、44 回
大会で確認した方針に基
づいた現時点での対応状
況を報告。金融庁の予備
審査を終え次第、今秋中
にも臨時大会を開催し、
承認を得た上で、来年春
に募集を再開するとの見
通しを示した。討論では「二体改革」、
消費税増税、T P P 参加
など政策・運動課題関連
の募集再開に向けた対応
を望む意見などが出され
た。（各代議員の発言と執
行部答弁の要旨は本紙 7
月 25 日号に掲載）

大飯原発再稼 働決定に抗議

代議員会は、「消費税増
税・社会保障削減や T P
P 参加を許さず、国民の
暮らしと健康を守る政治
を求め、政府の大飯原発
の再稼働決定に抗議し、
決定の撤回を求める決議
を採択した。第 1 回代議員会で採
択、承認された議案は以
下。の通り。

消費税増税・社会保障削減、 T P P 参加を許さず、 国民の暮らしと健康を守る政治を求める

第 1 回代議員会決議

も念頭に、社会保障への
国と大企業の責任を否定
し、市場化・営利産業化
を進め、生存権保障とし
ての社会保障制度の解体
へと踏み出すものである。

■ □

また、東日本大震災か
ら 1 年 3 カ月余り経過し
たが、政府による被災者
被災地への支援は大きく
立ち遅れている。福島原
発からはいまだに高レベ
ル放射性物質が放出さ
れ、国民の健康被害への
不安が続いている。事故
の原因究明は始まったばかりで、政府の暫定安全
対策さえ、具体的な手だ
ては取られていない。し
かし、野田首相は、大飯
原発の再稼働を最終判断
し、「国民の生活を守る」
ためだと強弁した。さら
に、普天間米軍基地の辺
野古移転や輸送機オスブ
レイ配備の方針にも固執
しており、重大な国民世
論への挑戦である。こうした「二大政党」
政治による政策は、国民
の安心と生活を壊し、健
康格差を広げ、内需を冷
え込ませ、経済も財政も
悪化させる危険な道にほ
かならない。閉塞感を打
開するためにも、雇用を
抜本改善し、社会保障の
再生と抜本的改革に踏み
出すことが喫緊の課題で
ある。われわれは、衆議院の
解散・総選挙を視野に入
れて、国民の暮らしと健
康を守る政治への転換を
目指す出発点として、以
下の要求の実現に向け
て、患者、国民とともに
まい進することを表明す
るものである。一、社会保障制度改革推
進」法案は廃案とし、国
民共通番号制度を導入し
ないこと。生活保護医療
の制限を止めること。一、消費税増税法は廃
案とすること。医療と生
活必需品への消費税ゼロ
税率を適用すること。一、被災者の生活再建と
住民合意を最優先とする
こと。全被災医療機関の再
建に公的支援を行い、一部
負担金免除の期間延長と
対象拡大を行うこと。一、脱原発を基本とし、
エネルギー政策を抜本的
に転換すること。大飯原
発の再稼働は中止するこ
と。一、混合診療を拡大し、
国民皆保険制度を破壊す
る T P P 参加を止めるこ
と。一、患者窓口負担を大幅
に軽減すること。当面、現
役世代 2 割、子どもと高
齢者は無料とすること。一、保険医の人権を侵害
し、萎縮診療を招き、患
者の療養権を奪う指導・
監査方法を抜本的に是正
すること。一、医療・社会保障給付
の水準を引き上げること。
そのために、削り過ぎ
た国と大企業の負担を
もとに戻すこと。

以上、決議する。

保団連休業保障制度

来年春の募集再開にむけて

保団連は、昨年 5 月施行の保険業
法改定による特別措置に対応し、行政
庁の認可を受けて、来年春に募集再
開することを目指し、準備を進め
ています。現在、制度の内容を示す基礎書
類（現在の休保規程に相当する「普
通保険約款」、制度の運営方法を示
す「事業方法書」、掛金の算出根拠
を示す「算出方法書」）の、金融庁
専門官による審査がほぼ終了して
います。現在の掛金額、ならびに傷病に
関する給付の取り扱いを変更せず
（脱退給付に関しては 2 点の見直
しあり）本紙 2 月 5 日、4 月 5 日、
5 月 25 日各号でも既報）認められ
ました。このことから休保を運営
する法人を設立して認可を受け、
更しません。

認可を受ける

制度の概要

掛金額は変わりま せん

一口あたりの掛金額、掛金が増
加する。既加入者には、受給権の発
生していない 70 歳未満の方を含
め、全員に、包括移転前までの加
入者の移行措置

傷病給付金の額等 は変わりません

傷病による休業に対しての給付
金（以下、傷病給付金）の額、給
付日数等は、変更しません。

中途脱退給付金の 削減規定を廃止

中途脱退給付金から、過去に受
けた傷病給付金の額の 2 分の 1 を
削減するという規定を廃止します
（包括移転以前に発生した傷病給
付金額の 2 分の 1 削減について
は、移行時に中途脱退給付金の額
の範囲内で調整します）。

満期祝金廃止と既 加入者の移行措置

認可後は「満期祝金」を廃止し
ます。既加入者には、受給権の発
生していない 70 歳未満の方を含
め、全員に、包括移転前までの加
入者の移行措置

既加入者の皆様へ

入期間に応じ、現在の「満期祝金
給付額表」に準じた額を確保し、
中途脱退給付金とあわせて運用
し、認可後の脱退（満期、任意、
死亡、制度脱退）時にお支払いし
ます。中途脱退給付金の削減規定を廃
止しますが、併せて満期祝金の廃止
によって、掛金・傷病の保障はこれ
までと変更なく運営できる見込み
です。満期祝金廃止は、将来の傷病給付
金の責任準備金を確保するための
措置でもあります。これから傷病
の発生が高まる若い加入者に、よ
り安心して加入継続いただける制
度とするため、ご理解、ご協力を
お願いします。今後、本紙上で、認可を受け
る制度について、解説していく予
定です。